

令和6年度

第20回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年2月10日（月曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知について

出席委員（19名）

1 番 井口 健	8 番 藪 利昭
2 番 中村 弘	9 番 小栗 誠二
3 番 吉中 雅三	10 番 森 博克
4 番 曾根 光彦	11 番 笠野 喜久雄
5 番 小方 保寛	12 番 山本 茂樹
6 番 井上 直樹	13 番 丸山 勝
7 番 谷河 績	14 番 高倉 理行

- 15番 堀 良子
- 16番 湯川 徳弘
- 17番 貴志 年伸
- 18番 藤井 友彦
- 19番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦
課 長 中村 佳照
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企 画 員 西森 和子
事務主査 森元 美沙
事務主任 清瀧 篤樹

農林水産課

班 長 山路 裕雅
企 画 員 川上 和徳
事務主査 中井 寛貴

13時00分 開会

◆奥谷局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくをお願いします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第20回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る1月28日、中村委員、藪委員、笠野委員、堀委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくをお願いします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、井上委員、藪委員をお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規

定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、13件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 12は住所が・・・ですが、現況は山林となっており耕作できる農地ではないとのことです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

番外 説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。

なお、P.7の報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知についてのNo.2と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定

による通知について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。

なお、No.2については、P.6の報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更についてのNo.1と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

内訳は、畑用土留め擁壁工事1件で、令和7年1月6日から令和7年2月28日までの工事期間中の届出となっております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で7件ありました。

1月14日付、1月21日付、1月29

日付で受理通知書を交付しています。

なお、No.5は使用貸借権設定です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課山路班長 番外 説明いたします。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料（位置図）をご覧ください。

全1件の申出があり、P.1に、位置図、P.2に計画変更内容説明資料を示しております。

①について説明させていただきます。

参考資料のP.3からP.9をご覧ください。

P.3にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P.3からP.5ページには代替地を、P.6には申出時に受領した代替地検討書を、P.7には申出地を撮影した写真を、P.8には、農用地区域の広がり、P.9には、関係各課の意見を示し、添付しております。

参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

きます。

利用者である・・・は、本社を・・・を
経営しています。

現在、同社では県道を挟んだ申出地の対
面側で・・・の用地が不足しており、新た
に展示場を設けたい意向です。

申出地は、北側に県道、東側に市道、南
側・西側に里道・水路に面した農地となっ
ています。

よって、市としては、周辺農地の営農に
及ぼす影響は認められず、農用区域から
除外することがやむを得ないものとする
ものです。

以上の1件について、農業振興地域の整
備に関する法律第13条第2項に掲げる第
1号から第6号までの要件のすべてを満
たすと判断し除外を行おうとするものと
します。

なお、第1号から第6号の要件について
は、

- 1 申出地以外に代替すべき土地がない
こと
- 2 地域計画の達成に支障がないこと
- 3 農業上の効率化かつ総合的な利用に
支障を及ぼすおそれがないこと
- 4 農用地の利用集積に支障を及ぼすお
それがないこと
- 5 土地改良施設の有する機能に支障を
及ぼすおそれがないこと
- 6 農業生産基盤整備事業完了後8年を
経過しているものであることとなってい
ます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、
説明が終わりましたが、この議案について、
何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます
ので、議案第1号は可決と決定しました。

農林水産課の退席を認めます。

議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策
事業に伴う遊休農地の証明願について、提
案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご
覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業
補助金交付要綱第5条の規定に基づいたも
ので、補助金の交付申請にあたり遊休農地
証明書を添付する必要があり、借り手から
証明願が1件ありました。

対象農地の面積は、田のみで680㎡です。
遊休農地証明書交付の可否についてご審議
願います。

なお、P.21の議案第6号農用地利用集
積計画No.8で利用権の設定を上程して
おります。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、
説明が終わりましたが、この議案について、
何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます
ので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第2条の農地でない
旨の証明願について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付
基準に基づき、証明願の提出が5件ござい
ました。

No.1 20年以上前から山林となっ
ている。

No.2 50年以上前から居宅及び農

業用倉庫として使用している。

№. 3 昭和55年以前より住宅の一部として使用している。

№. 4 昭和34年以前より居宅敷地として利用している。

№. 5 平成7年頃より山林となっている。

これらは、非農地証明の交付条件（４）もしくは（５）の土地であり、（７）から（９）の条件を満たしていると思われます。
以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で8件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、№. 2は新規耕作で水稻を作付け予定で農機具一式は父が所有、№. 5は新規耕作で噴霧器や草刈り機等を所有し自家消費の蔬菜を作付け予定、№. 6は市街化区域、№. 7は新規耕作で知人から農機具を借り、指導を受けてみかんを作付け予定です。

また、№. 2、7については現地調査並びに事情聴取を行っていますので担当の委員さんから報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） №. 2について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので堀委員さん報告願います。

◆15番（堀 良子） 議案第4号№. 2について説明します。

去る1月28日、笠野委員と私並びに事務局で現地調査及び譲受人の父親と申請代理人の行政書士から事情聴取を行いました。

申請者の・・・で農業を行っている父母の手伝いで、水稻、キャベツ、ブロッコリー等の栽培経験があるとのことでした。

申請地の地番等は議案書のとおりです。

申請地は、12月まで利用権設定により別の方が耕作していましたが、耕作者が耕作困難となり、今回、農地を取得したい申請者が購入することとなりました。

また、申請地はきれいに管理されており引き続き問題なく耕作できる状態でした。

農機具は、父親所有のものを使用すること、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機等、水稻栽培に必要な農機具は一式そろっています。

また、申請者は、申請地から車で3分程度の近隣に住んでおり、今後も、近隣で農業を営んでいる父親と2人で農作業に従事すること、農地の耕作や管理は問題なく行えると思われます。

以上の点から特段問題のないものと思われますが、各委員の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

№． 7について、藪委員さん報告願います。

◆ 8番 （藪 利昭） 議案第4号№． 7についてご報告いたします。

去る1月28日に私と中村委員及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

本申請は農地法3条の規定による許可申請で、新規耕作の案件です。

事情聴取には、申請人である・・・が出席されました。

申請地は議案書のとおりで・・・、面積は合計で2,908㎡、いずれも現況は田となっています。

譲渡人はいずれも規模縮小を考えています。

申請人は夫と共に、農業経験の豊富な・・・経営面積4,000㎡の父の指導を受けながら、みかんを栽培する予定です。

必要な農機具一式はすべて父から借りる予定です。

申請理由は、申請人は以前から農業に興味をもっており、週末には父の指導を受けながら農作業を行っており、ぜひ農業を試みたいとの事でした。

また、申請者の父は、農産物直売所の経営も行っていますので、販路も確保できているとのことでした。

以上のことから事情聴取を行う上では特に問題はないと思われます。皆様の慎重なご審査の程、よろしくお願いします。

◆ 会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆ 森元主査 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

№． 1 申請地は・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、申請地周辺に住宅地が多く、駅にも近接し、住環境に適していることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可、特定事業許可申請中です。

№． 2 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、以前、申請地西側の土地を露天資材置場として転用しましたが、和歌山市内での分譲販売が好調なため、資材を置く大規模なスペースが必要であることから当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、№． 2については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆ 会長（谷河 績） №． 2について、

現地調査並びに事情聴取を行っていますので中村委員さん報告願います。

◆2番（中村 弘） 議案第5号No. 2農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について報告します。

去る1月28日藪委員、事務局職員と共に現地調査及び後に申請者譲受人は議案書通り・・・に事情聴取を行いました。

譲渡人も議案書通りで現況は全部休耕地で2,342㎡です。

申請理由ですが現在・・・を営んでいます。

数年前より和歌山市内へ進出し土地の購入から分譲販売実績も重ねてきました。

現在予定している宅地分譲は既に開発申請及び農地転用許可済みの・・・があります。

その他にも計画中の土地もあり、年に1から3分譲程度ですが今後も継続していく予定です。

そこで以前から大阪府内の協力会社や下請け等の作業効率を考えると和歌山市内での資材置場が必要と考えておりました。

資材置場の確保により今後の分譲計画も前向きに予定を立てやすいと思っています。

現在検討している土地も和歌山市東部や南部方面が多い事と大阪にも交通の便が良い事、そしてこれまでに全面北側道路にトラック等が頻繁に往来しており近隣の方に過大な環境の変化も起きず売主様も相続等により農業の継続も困難又進入路が無い立地でもあり管理自体困難なため売却を強く希望しておりました。

隣地に耕作中の農地もあり放棄地のままでは農地の被害がでると隣接者の方からも指摘があり放棄地をそのままにしておく

耕作地の方々に影響がでると懸念したこともあり今般の計画になり、資材置場として使用できると判断し今般の申請に至りました。

隣接に迷惑がかからない様に敷地外周を通路として中心部に土砂を置く予定です。

法人情報ですが・・・です。

転用の必要性で転用面積の必要性についてですが前年転用済の2,035㎡では大型車の通路になってしまい資材の積み下ろしには少し狭く、今回申請の土地2,342㎡と合わせて4,377㎡になり円滑で安全に資材の積み下ろしができるようです。

排水計画ですが近隣農地所有者については隣接農家及び・・・土地改良区に同意を貰っています。

用水路への影響ですが原則自然浸透です。

北側水路の方へ雨水が流れるように少し勾配を付ける計画です。

転用の実現性で資金計画については・・・です。

工事期間は許可日より6カ月、その他計画図による対処を行い、近隣に影響被害が出ないよう再三の注意を払い造成使用するようです。

以上報告を終わります。

特に問題は無いと思いますが皆様のご審議よろしく願います。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画につい

て、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が15件ありました。

すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 13については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 14、No. 15については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田のみで42,158㎡です。

うち農地中間管理事業による設定が2件あり、面積は、田のみで6,028㎡です。

なお、No. 3は辻推進委員によるあっせん貸借が成立したものです。

また、P. 21のNo. 8については、新規耕作でかつ面積が1,000㎡以上のため現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 8について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので笠野委員さん報告願います。

◆11番（笠野 喜久雄） 11番議案第6号「農用地利用集積計画について」のNo. 8を報告させていただきます。

先月28日、事務局職員の案内の下、堀委員と私とで現地調査及び事情聴取を行いました。

現地は、議案書にあるとおりですが、現地の状態は、西側の田と東側の田に段差

があり、西側の田にはイバラが一面に茂っているのを、現在は草刈りをしているところの様子で、東側の田には木が生えていて抜根作業が必要な状態でした。

事情聴取には借主が出席されましたので、ほかに条件の良い所がなかったのかと尋ねたところ、対象農地は農地ナビで検索して見つけたということで、自宅から車で5分ほどの距離で通作も容易であること、水も池から取れるなどの条件から、現状荒れている状況は承知の上で、重機を入れてでも畑に甦らせてみせるとやる気十分であると感じました。

現在、和歌山県農林大学校の就農支援センターの社会人課程で、勉強中で今年2月に修了予定とのことでした。

自宅には、作業場のほか倉庫などの保管スペースも確保しており、耕運機、動力噴霧器、軽トラなども保有し、作物としては、サトイモ、サツマイモ、タマネギ、ブルーベリーを計画しているとのこと、直売所での販売をはじめ、その後はJAへの出荷を目指したいとのことでした。

周辺の方からはイノシシの対策も必要とのアドバイスもいただくなど、既に溶け込んでいる様子でもありました。

報告は以上です。

この件に関し特に問題はないと考えますが、各委員の慎重な審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第6号は可決と決定しました。

それでは、ご質問がないようでございますので第20回総会を閉会いたします。

いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

13時35分 閉会

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

山口地区上黒谷で（13件、19筆）を丸山農業委員及び藤原推進委員と、雑賀崎地区で（130件、260筆）を南方推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書10件の提出がありました。

面積は田が277㎡、畑が8,215㎡で合計8,492㎡です。

議案書番号1～10について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

その他なにかございませんか。

（なし、との声）